

合理的配慮の提供について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月1日から施行されたことにもとない、本校においても上記法律に基づく「合理的配慮の提供」を実施しています。

1 合理的配慮とは

「合理的配慮」とは、障がいのある生徒が、他の生徒と平等に「教育を受ける権利」を持ち、行使できるようにするために、「学校の設置者及び学校が、必要かつ適当な配慮を行うこと」であり、「障がいのある生徒の個別の状況に応じて、学校教育を受ける場合に必要とされるもの」です。

しかし、合理的配慮の実施に伴う学校の負担が大きい等の正当な理由があれば、提供できない場合もあります。学校では生徒・保護者からの申請を受け、提供できる「合理的配慮」を検討し、実施することになります。

2 合理的配慮の対象生徒、障がいの例

合理的配慮提供手続きの申請ができる生徒は、大分県内の公立高校に在籍する生徒のうち、以下の1)～3)のいずれかに該当する生徒です。

1) 医師の診断書

合理的配慮提供手続きの申請前に、疾病に関する医師の「診断書」を学校に届け出ている者。
「診断書」は3ヶ月以内のものであること。

2) 教育経験

- (1) 小学校又は中学校段階で通常の学級の在籍時に「個別の指導計画」を有していた者。
- (2) 小学校又は中学校段階で通級による指導を受けた経験のある者。
- (3) 小学校又は中学校段階で特別支援学級に在籍した経験のある者。
- (4) 小学校又は中学校の入学前に「認定就学」の認定を受けた者。

※「認定就学」とは、学校教育法施行令の一部改正（平成25年）以前の制度です。

3) 専門家チームの相談会での相談歴

教育委員会が組織する専門家チームの相談歴がある者。

<障がいの例> 視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱、情緒障がい、言語障がい、
発達障がい（自閉症・LD・ADHD）

3 合理的配慮の例

「合理的配慮」の提供の例として以下のものが考えられます。

- ・バリアフリー、ユニバーサルデザインの観点を踏まえた障がいの状態に応じた適切な施設の整備
 - ・一人一人の状態に応じた教材等の確保
 - ・障がいの状態に応じた教科における配慮
- その他、それぞれの障がいの状態に応じた提供が考えられます。

4 合理的配慮の提供までの流れ

「合理的配慮」の提供を希望する場合には、生徒と保護者は申請を行う必要があります。手続きの詳細について等の説明は、あらためて個別の面談にて行います。

5 「合理的配慮」の提供についての説明（面談）の希望について

「合理的配慮」の提供について詳細な説明を希望する方は、「合理的配慮面談希望用紙（付 No.16）」に記入して封筒（市販のもので結構です）に入れ、本校事務室へ入学式当日までに提出してください（入学後も随時受け付けております）。後日、面談の日程をご連絡します。

6 その他

「合理的配慮」手続きの対象外の生徒でも、病気や負傷などにより、学校生活において何らかの配慮が必要だと考えられる場合には、対応を検討しますので、クラス担任や教育相談係にご相談ください。